

子ども発達支援総合相談員（会計年度任用職員）

採用試験実施要項

令和8年3月
府中市

概要

府中市子ども発達支援センター総合相談は、発達や学校生活などに不安等を抱える子どもと、その保護者からの初回相談の窓口です。相談内容に応じて、必要な支援の提案や関係機関との調整を行います。このたび、学校等を専門職が訪問し、担任教諭と専門職との架け橋となり、環境調整等を推進する役割を担う実務経験豊かな教職経験者を募集します。

募集人数 1名

採用予定日 令和8年5月1日付

試験申込期間 令和8年3月16日（月）から令和8年3月27日（金）

試験申込場所 府中市子ども発達支援センター はばたき（郵送可）

1 募集人数及び受験資格

職名	募集人数	受験資格
子ども発達支援総合相談員	1名	次のすべての要件を満たす人が受験できます。 ○ 小学校、中学校いずれかの教員の普通免許状をもつ人 ○ 学校における本採用教員としての教職歴を令和8年3月31日現在で2年以上有する人

※ 地方公務員法及び学校教育法の規定により、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 府中市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

エ 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない人

オ 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない人

2 試験申込手続

(1) 実施要項の配布

配 布 期 間	配布場所及び配布時間
令和 8年 3月16日 (月) ～ 令和 8年 3月27日 (金)	府中市子ども発達支援センター はばたき 午前9時～午後5時 (水曜日午後7時まで)
	市のホームページ (https://www.city.fuchu.tokyo.jp/) からダウンロードすることもできます。

(2) 試験申込

受 付 期 間	受付場所又は郵送先
令和 8年 3月16日 (月) ～ 令和 8年 3月27日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・受付場所 府中市子ども発達支援センター はばたき 午前9時～午後5時 (水曜日午後7時まで) ・郵送先 〒183-0025 府中市矢崎町1-12 府中市子ども発達支援センター はばたき あて ※封筒の宛名面に「試験申込書在中」と記載すること。

(3) 試験申込に必要な書類 (次のすべてが申込みに必要です。)

書類の種類	書類の様式等
申込書兼履歴書	所定の用紙に写真 (6か月以内に撮影した上半身、脱帽) を貼付し、日中に連絡できる電話番号を記入すること。
小 論 文	テーマ: 「教育と福祉の連携における教職経験者の役割」 800字以内、様式は自由、ワープロ・自筆のどちらでも可
資格証等 (写)	小学校又は中学校の教員の普通免許状の写し ※特別支援学校の教員免許等の資格を有している場合は、その資格証等の写し
返信用封筒	A4三つ折りサイズの封筒に、合否通知等の郵送先住所と氏名を記入し、110円切手を貼付してください。

(4) その他

ア 申込みに関する提出書類に不備がある場合、申込みを受け付けないことがあります。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いませんので、試験申込みの手続には十分注意してください。

イ 申込みに関する提出書類は、お返しできません。

3 試験日程等

(1) 論述試験

試験申込時に提出された小論文を対象とします。試験結果は、合否にかかわらず郵送による文書にて通知します。

(2) 面接試験

論述試験の合格者についてのみ実施します。試験の日時等については、論述試験の合格通知の際に連絡します（お電話での合否確認等はいりません）。

また、通知と合わせ、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではない旨を宣誓する誓約書を送付します。面接当日に、ご提出をお願いします（面接時に内容を確認することがあります）。

予定日	令和8年 4月 6日（月）～令和8年 4月10日（金）
会場	府中市子ども発達支援センター はばたき

(3) 最終試験結果

試験の成績に基づき、合格者を決定し、その合否にかかわらず郵送による文書にて通知します（令和8年4月中旬頃を予定）。

(4) 採用予定日

令和8年5月1日付を予定しています。

(5) その他

「申込書兼履歴書」の記入内容に虚偽等があった場合や、所定の受験資格を満たしていないことが判明した場合には、採用されないことがあります。

4 勤務条件等

(1) 身分

府中市会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号による任用）

(2) 職名

子ども発達支援総合相談員

(3) 勤務場所

府中市子ども発達支援センター（府中市矢崎町1-12）

※必要に応じて、市内小中学校、関係機関等に公用自転車で訪問いただきます。

(4) 任用期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

※令和9年4月以降も職が継続して設置される場合、再度の任用に申し込むことができます。

(5) 主な業務内容

- ア 総合相談等にかかる窓口、相談、電話対応など
- イ 総合相談等の周知・広報など
- ウ 日報等、報告書の作成など
- エ 学校、関係機関との調整、会議への出席など
- オ 学校等の現場における支援内容の提案など
- カ 子ども発達支援センターにかかってくる電話への対応、来所者への接客など
このほか、子ども発達支援センター業務の一部について役割分担される場合があります。※ワード・エクセルなどパソコンによる事務処理が必須です。

(6) 勤務時間

月曜日～金曜日のうち、週4日
午前8時30分～午後5時15分（実働7時間45分）

(7) 休日・休暇等

- ア 週休日は、毎週土曜日、日曜日及び所属長の定める日とし、国民の祝日及び年末年始は休日とします。
- イ 休暇は年次有給休暇のほか、病気休暇、慶弔休暇などの特別休暇があります。

(8) 報酬月額

208,100円

- ※ 別途、通勤手当相当分、期末勤勉手当等が支給されます。
- ※ 採用前に改定等があった場合は、その定めるところによります。

(9) 服務義務

地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用となるほか、地方公務員法に規定する事由に該当した場合、分限、懲戒処分の対象となります。

(10) こども性暴力防止法に基づく特定性犯罪の前科の確認

本試験の業務は、こども性暴力防止法に基づく対象業務となる見込みです。

本業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当センターの採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、あらかじめ、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。上記によらない場合にも、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することがあります。

(11) 社会保険等

東京都市町村職員共済組合（短期給付・福祉事業）、厚生年金保険及び雇用保険に加入するほか、労働災害補償等の対象となります。

(12) 福利厚生

府中市職員互助会に加入できます。また、年1回健康診断を実施します。

〈問合せ先〉

府中市子ども発達支援センター

発達支援担当

〒183-0025 府中市矢崎町1-12

電話 (042) 306-9700

ホームページアドレス <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/>